

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書
(その1)

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

過去適用事業年度	過去当初申告税額 控除額 (過去適用事業年 度の第7号の2様式 (その1)の⑩)	税額控除額 (過去適用事業 年度の第7号の2 様式(その1)の ⑨)	②につき法第53 条第43項により 対象前各事業年 度の法人税割額 に加算した金額	②につき法第53条 第42項により対象 前各事業年度の法 人税割額から控除 した金額	調整後過去税額 控除額 ②+③-④	⑤>①の場合 税額控除不足額相 当額 (⑤-①)又は当 初申告税額控除不 足額相当額	①>⑤の場合 税額控除超過額 相当額 (①-⑤)又は 当初申告税額控 除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・ ・	円	円	円	円	円	円	円
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							
計						⑧	⑨

各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細			
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	
事 務 所 又 は 事 業 所		従業者数又は補 正後の従業者数	各道府県ごとに 加算する税額控 除超過額相当額
名 称	所 在 地		
		人	円
合 計			

第七号の二様式別表七(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書 (その2)				事業 年度	・ ・	法人 名			
過去適用事業年度		過去当初申告税額 控除額 (過去適用事業年 度の第7号の2様式 (その2)の⑪)	税額控除額 (過去適用事業 年度の第7号の 2様式(その2) の⑩)	②につき法第53条 第43項及び第321 条の8第43項によ り対象前各事業年 度の法人税割額に 加算した金額	②につき法第53条 第42項及び第321条 の8第42項により 対象前各事業年度の 法人税割額から控除 した金額	調整後過去税額 控除額 ②+③-④	⑤>①の場合	①>⑤の場合	
		税額控除不足額相 当額 (⑤-①)又は当 初申告税額控除不 足額相当額	税額控除超過額 相当額 (①-⑤)又は 当初申告税額控 除超過額相当額						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
・ ・		円	円	円	円	円	円	円	
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
・ ・									
計							⑧ (イ) (ロ)	⑨ (イ) (ロ)	
各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細									
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無				有 ・ 無		政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	
事 務 所 又 は 事 業 所				従業者数又は 補正後の従業者数	各都道府県ごとに加算 する税額控除超過額相 当額	従業者数又は補 正後の従業者数	各市町村ごとに加算する税額 控除超過額相当額		
名 称		所 在 地							
特 別 区 以 外			人	⑩	円	人	⑪		
	小 計			⑫			⑬		
特 別 区				⑨(イ)-⑫			⑨(ロ)-⑬		
合 計									

第7号の2様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。)が法第53条第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。)及び第321条の8第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書、第7号の2様式の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 (その1)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 通算法人の対象事業年度(法第53条第42項に規定する対象事業年度をいう。(ロ)及び(2)(イ)において同じ。)について同条第44項の規定の適用を受ける場合((ロ)に規定する既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(⑤－①)又は」を抹消すること。
 - (ロ) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項の規定の適用を受けるとき(以下2において「既に修正申告等があった場合」という。)は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの((2)(ロ)において「直近修正申告書等」という。)に基づき「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
 - (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
 - (2) 「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(①－⑤)又は」を抹消すること。
 - (ロ) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。
 - (ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
 - (3) 過去適用事業年度(法第53条第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下(3)において同じ。)の同項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額(同条第39項に規定する税額控除額をいう。)の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。

3 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 通算法人の対象事業年度(法第53条第42項及び第321条の8第42項に規定する対象事業年度をいう。(ロ)及び(2)(イ)において同じ。)について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合((ロ)に規定する既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(⑤－①)又は」を抹消すること。

(ロ) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項及び第321条の8第45項の規定を適用して法第53条第34項及び第321条の8第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項及び第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき(以下3において「既に修正申告等があった場合」という。)は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの((2)(ロ)において「直近修正申告書等」という。)に基づき「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

(2) 「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除く。)には、「(①－⑤)又は」を抹消すること。

(ロ) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

(ハ) (イ)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

(3) 過去適用事業年度(法第53条第42項及び第321条の8第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下(3)において同じ。)のこれらの規定に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式(その2)及び同様式別表1から別表6(その2)までの明細書又は第7号の2様式(その1)及び同様式別表1から別表6(その1)まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額(法第53条第39項及び第321条の8第39項に規定する税額控除額をいう。)の控除に関する事項を記載した第7号の2様式(その2)及び同様式別表1から別表6(その2)までの明細書又は第7号の2様式(その1)及び同様式別表1から別表6(その1)まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付すること。